

地域密着型サービス看護小規模多機能型居宅介護  
生協看護小規模多機能ホーム虹の家 運営規程

(事業の目的)

第1条 この運営規定は、八戸医療生活協同組合が設置する生協看護小規模多機能ホーム虹の家（以下「事業所」という。）が行う指定看護小規模多機能型居宅介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、看護職員、介護職員、介護支援専門員（以下「従業者」という。）が、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、入浴・排泄・食事等の介護サービス、その他の日常生活上の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者が「その有する能力に応じ居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能の維持・回復を目指し療養生活を支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に挙げるところによるものとする。

- (1) 事業所の職員は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状・心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえて、療養上の管理下で、通い・訪問及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて適切に行うものとする。当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ若しくは短期間宿泊させ日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適正に行うものとする。
- (2) 事業の実施に当たり、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業者の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 法人名 八戸医療生活協同組合
- (2) 事業所名 生協看護小規模多機能ホーム虹の家
- (3) 事業所所在地 八戸市南類家1丁目13-10

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者  
看護師1名（常勤：看護従業者と兼務）  
管理者はこの事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員

1名以上（常勤：介護従事者と兼務）

介護支援専門員は、登録者の申込にかかわる整理とケアプランの作成に当たる。

(3) 介護従事者

看護職員 4名以上（常勤3名以上（うち訪問看護ステーション虹と兼務2名以上） 非常勤：1名以上）

看護師は、主治医との連携及び複合型サービス計画に基づき、利用者の心身機能の維持・回復を図るべくサービスの提供を行う。

介護職員 12名以上

介護福祉士 7名以上（常勤：専従6名以上 非常勤：専従1名以上）

ヘルパー 3名以上（非常勤：専従2名以上）

実務者研修 1名以上（非常勤：1名以上）

無資格 1名以上（非常勤：1名以上）

介護職員は、利用者の心身の状況を的確に把握し、事業所もしくは居宅において利用者に対し必要な介護サービスを提供する。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 休業日を設けず、1年365日営業する。
- (2) 営業時間は24時間とする。
- (3) サービス提供時間は、以下のとおりとする。但し、必要に応じて以下の時間外も対応する。

ア. 通いサービス 7時30分～19時30分

イ. 宿泊サービス 19時30分～9時00分

ウ. 訪問看護サービス 9時00分～16時30分

エ. 訪問介護サービス 9時00分～17時00分

（登録定員及び利用定員）

第6条 各事業所における利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 登録定員 29名
- (2) 通いサービス 18名
- (3) 宿泊サービス 9名

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

八戸市内全域

(看護小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第8条 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護のサービス提供開始にあたり、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、目標と当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護サービス計画を作成する。

2 看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、以下の点に留意する。

- (1) 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及び、置かれている環境を踏まえて、次条第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。
- (2) 看護小規模多機能型居宅介護計画にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- (3) 看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付する。
- (4) 看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、必要な援助を行うとともに、継続的なサービス管理、評価を行う。
- (5) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。
- (6) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、訪問サービスの提供や電話連絡による見守りを行う等、登録者の在宅生活を支えるために適切なサービス提供を行う。

(看護小規模多機能型居宅介護の内容)

第9条 看護小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 通いサービス 事業所において、食事や入浴、排泄等の療養上の介助や健康チェック、機能訓練を行う。利用者の希望により、利用者の自宅と事業所間の送迎を行う。
- (2) 泊りサービス 事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排泄等の療養上の介助や、機能訓練を行う。
- (3) 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排泄等の療養上の介助や、機能訓練を行う。また、利用者の居宅及び事業所において、主治医の指示書及び複合型サービス計画に基づき、看護師が心身機能の維持・回復を図るべくサービスの提供を行う。
- (4) 相談、支援等 利用者又は、その家族に対して日常生活における介護等に関する相談援助を行う。

2 サービスの提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態・希望等を勘案し、適時適切に通いサービス・訪問サービス・泊りサー

ビスを組み合わせて行う。

(看護小規模多能型居宅介護の利用料)

第10条 看護小規模多能型居宅介護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該看護小規模多能型居宅介護が法定代理受領サービスである時は、その1割(所得によって2割または3割)の額とする。但し、次にあげる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- (1) 食事代 朝食：530円 昼食：680円 夕食：680円  
特別食は上記に掲げる料金にプラス50円
  - (2) 宿泊費 2,500円(1泊につき)
  - (3) 光熱費 200円(1泊につき)
  - (4) おむつ代 実費を徴収
  - (5) Wi-Fi使用料 550円/月(利用希望者のみ)
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、看護小規模多能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、自費を徴収する。
- 2 前項の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(サービス利用に当たっての注意事項)

第11条 サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

- (1) サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては入浴サービス等を中止する可能性があること。
- (2) サービス利用をキャンセルする場合には、前日までに事業所に連絡をしていただくこと。
- (3) サービス提供上、他の利用者の方や職員に迷惑となる行為等がみられた場合、利用の中止をしていただくことがあること。
- (4) 利用者やご家族の体調などにより、お互いが共済的意識で利用していくこと。

(緊急時等における対応方法)

第12条 看護小規模多能型居宅介護の提供中に利用者に病状の急変が生じた場合や、その他緊急事態が生じた場合は、事業所の職員は速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。

- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合は、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービス提供に伴って事業所の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(苦情処理)

第14条 提供したサービスに関する利用者並びにその家族からの苦情に敏速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するものとする。

- 2 提供したサービスに関する利用者並びにその家族からの苦情に対して、市町村・関係機関等が行う調査に協力するとともに、指導または助言等を受けた場合は速やかに改善を行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 看護小規模多能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連絡方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 事業所は、非常災害対策として具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備する。またそれらを定期的に従業者に周知すると共に、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(運営推進会議)

第17条 事業所の行う事業を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ること

を目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び看護小規模多能型居宅介護についての知見を有する者等で構成する。
- 3 運営推進会議の開催は、おおむね2月に1回以上とする。
- 4 運営推進会議は通いサービス、訪問サービス、泊りサービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会とする。

(個人情報保護・秘密保持等)

第18条 事業所の従業者は、八戸医療生活協同組合の個人情報保護方針（別掲1）に基づき、利用者の個人情報保護に努める。

- 2 従業者及び従業者であったものは、正当な理由なく、その業務で知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことが無いよう、従業者である間及び従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨をとの事業所との契約の内容とする。
- 3 事業所は、他の居宅介護支援事業所等に対して利用者に関する情報を提供する場合及び調査・学術研究・学生実習の際には、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意を得る。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 虐待を防止するための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第20条 事業所は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。

- 2 前項の規定による身体拘束等の対応及び目的、身体拘束を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文章で得た場合のみ、その条件と期間において行うことができ

る。

- 3 前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、管理者および計画作成担当者、介護従事者により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備する。

(ハラスメント対策)

第21条 利用者、またはその家族等により他の利用者や職員へ以下のようなハラスメント行為があり、本契約を継続し難いと判断した場合は、協議のうえ契約終了とする。

- (1) 身体的暴力：身体的な力を使って危害を及ぼす行為があった場合
- (2) 精神的暴力：個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つける、脅迫的・威圧的な言動がある場合
- (3) セクシャルハラスメント：性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為がある場合

(業務継続計画の策定等)

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の運営に関する留意事項4)

第23条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第84条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する通所型サービスの提供に関する記録等を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

附 則

この規定は、令和2年2月1日から施行する。

この規定は、令和2年8月1日一部改訂、施行する。

この規定は、令和4年5月18日一部改訂、施行する。

この規定は、令和5年4月1日一部改訂、施行する

この規定は、令和6年4月1日一部改訂、施行する。

この規定は、令和7年5月1日一部改訂、施行する。

この規定は、令和7年6月1日一部改訂、施行する。

この規定は、令和8年4月1日一部改訂、施行する。